

平成29年度 保健福祉委員会行政視察報告

1. 視察期間 平成29年11月6日(月)～8日(水)

2. 出席者

(1) 委員

委員長 早川 太郎、 副委員長 高森 喜美子

委員 鈴木 純、 伊藤 延子、 水島 道徳、 寺田 晃、 河野純之佐

(2) 同行理事者

福祉部副参事 田淵 俊樹、 清掃リサイクル課長 朝倉 義人

3. 視察先及び調査事項

(1) 福岡県庁 食品ロス削減の取り組みについて

(2) 長崎県長崎市 包括ケアまちなかラウンジについて

(3) 長崎県庁 発達障害者支援センターしおさいについて

4. 調査の概要

別紙のとおり

【福岡県庁】

1. 県の概要

人 口 5, 127, 350 人 (平成 29 年 7 月 31 日現在)

面 積 4, 986.40 km²

主な特色

- ・九州の北に位置し、九州と本州を結ぶ交通の要衝。県北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、西南部には有明海が広がっており、三郡山地などの山地や、筑後川などの河川、川沿いには平野が広がり自然に恵まれている。
- ・冬季は北西の季節風が吹きつける日本海型気候区の特徴が見られるが、年間を通じて気候は温暖。
- ・九州の経済や文化、行政の中核機能の集積が進む中、アジア諸国・世界各地との交流をさらに拡大し、九州、西日本、アジアにおける広域交流都市圏として発展している。

2. 調査事項

食品ロス削減の取り組みについて

(1) 取り組みに至った経緯

福岡県ではこれまでも、レアメタルや食品廃棄物等のリサイクルに取り組んできたが、3R(リデュース(廃棄物の抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))のうち、リサイクルよりも優先順位が高いリデュースに取り組む必要があった。

また、外郭団体である公益財団法人リサイクル総合研究事業化センターとの共同研究制度において、「食品ロス削減研究会」による研究が行われていた。

このような状況から、平成 28 年度からの重点施策として、食品ロス削減に係る取り組みを実施している。

(2) これまでの取り組み内容

ア. 食品ロス削減のクッキング講座～「3Rの達人」の派遣事業～

知識・経験を有し、県内で率先して3R活動に取り組んでいる人材を「3Rの達人」として登録。その中で、食品ロス削減のクッキングを専門としている達人を地域や学校等において開催される学習会等へ派遣している。

イ. 食べ残しをなくそう 30・10 運動の啓発

「食べ残しをなくそう 30・10 運動」(食べられる量を注文する、食べられないものは先に伝える。乾杯後 30 分間は席について、お料理を楽しむ。宴会終了 10 分前は席に戻って、もう一度お料理を楽しむ。)について、懇談会や懇親会時に実践するよう、広報誌等で呼びかけている。

ウ. フードバンク活動の普及・促進

平成 28 年度、県内食品製造企業及び活動の新たな担い手となる NPO の実態把握調査を実施。アンケートの結果から、「フードバンク活動に関心がある」と回答した企業を訪問し、食品提供企業の開拓や、食品提供企業とフードバンク団体とのネットワークの構築を行う。

また、フードバンク活動モデル事業を実施し、その中で具体的な課題を抽出し、新たな担い手が活動を実践するために備えるべき要件等のガイドラインを作成した。平成 29 年度からは新たなフードバンク団体がこのガイドラインを活用し、フードバンク活動を実践している。

エ. 「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」への登録促進

県内の飲食店等を「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」(愛称: 食べもの余らせん隊)と

して募集・登録し、登録店で食品ロス削減の取り組みを実施してもらうことで、食品ロス削減と県民の意識啓発を図る。対象店舗は、福岡県内の飲食店、宿泊施設、食料品小売店などで、登録要件は、食品ロス削減の取り組み（料理提供量の調整、食べ残し削減の呼びかけ等）を一つ以上実施していること。平成29年9月末時点の登録店舗数は580店舗。

また、協力店は九州7県で連携しており、九州内の店舗であれば本社のある県への一括申し込みで登録が可能。九州7県で相互に情報提供を行い、九州全体で広報活動を行っている。



協力店に配付している啓発用ステッカーとポップ

(3) 平成29年度からの新たな取り組み

ア．食品ロス削減研修会

地域や民間の料理教室等において講師をしている方を対象に、食品ロス削減に関する研修会を実施。その講師が主催する料理教室等を通じて、広く一般の方への啓発を行う。

イ．啓発資材の作成・活用

幼稚園・保育所等に通う年長児を対象とし、食品ロス削減のベースとなる「好き嫌いをせず食べる」等を喚起させるような啓発資材を製作・活用し、年長児から保護者へと食品ロス削減の認識を浸透させていく。

ウ．アイデアコンテスト

食品ロス削減に係る啓発ポスターや家庭で再現できるレシピ等を募集し、展示会やレシピ集作成等により県民へ周知する。

(4) 取り組みにおいて工夫・苦労した点

ア．工夫した点

- ・学識者、食品事業者（団体）、消費者団体、行政等で構成する「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置。設置に当たっては、各種関係者（民間の料理教室等）に積極的に接触し、いろいろな観点からの意見・助言を受けた。
- ・フードバンク活動の普及・促進に関しては、外郭団体であるリサイクル総合研究事業化センターに委託することにより、比較的自由的な動きが可能となった。また、流通企業OBを雇用し、知見を活用した。

イ．苦労した点

- ・先進的な取り組み事例が少なく、手探り状態での取り組み。
- ・明確な成果指標の設定が困難。

県政モニターアンケートにおいて、食品ロス削減に関する認識等を調査。

(5) 今度の課題・展開について

課題 : 対象とする世代を絞り込んだ、世代に応じた効率的な啓発

(展開例) ・若年層をターゲットとして SNS 活用による情報発信

課題 : フードバンク団体の持続的・安定的な活動

(展開例) ・食品製造企業が安心して食品を提供できる体制の構築支援

・公的に信用される組織・体制の構築支援

3 . 主な質疑応答

(問) 食品ロス削減の周知・啓発を行っていくうえで、行政や議会等が率先して取り組んでいくことが重要であると考えますが、取り組み状況はどうか。

(答) 庁内で食べ残しをなくそう 30・10 運動に率先して取り組んでおり、忘年会や送別会シーズン前に庁内放送を行うなど、職員向けに周知・啓発を行っている。また、議会では、所管委員会委員が率先して運動を行っている。

(問) 食品ロス削減について、外食で余った食品を持ち帰るよう意識啓発を行うことは重要だが、同時に食品衛生上の課題もあると考える。このような課題を踏まえ、どのように取り組みを進めていくのか。

(答) 食品衛生担当部局と協議を行っているが、現状は、店舗と客の自己責任に委ねている状況。県としては持ち帰りの普及についても進めていきたいと考えている。

4 . まとめ

平成 25 年度の国の推計によると、日本では年間約 2,800 万トンの食品廃棄物等が出されており、食品ロスは約 632 万トンあることが示されている。このうち約半分は家庭から出されているといわれており、このような状況の中では、各家庭への意識啓発やフードバンク活動を行う事業所等への支援を行うことで、食品ロス削減の機運の醸成を図っていくことが重要である。福岡県では食べ残しをなくそう 30・10 運動や県民運動協力店への登録促進など、政令市や他県と連携し、県民への積極的な周知・啓発を実施している。また、平成 28 年度に実施したフードバンク活動モデル事業の実績を基にしたガイドラインの作成や、フードバンク活動を実施する団体へ支援等を行うことにより、新たな担い手の育成も着々と進んでいるように感じられた。

本区においても、区民がものを無駄にしない「もったいない」という意識を持ち、食品ロスの削減に取り組んでもらえるよう、平成 29 年度より新たに食の「もったいない」意識の啓発事業として、食品ロス削減講座の実施や区民向け啓発リーフレットを配布するなど、各種事業を開始しており、今後、事業を発展させていくうえで、福岡県の取り組みは参考となるものであった。



視察の様子



議場を見学

【長崎県長崎市】

1. 市の概要

人 口 4 2 7 , 9 7 0 人 (平成 2 9 年 8 月 3 1 日 現在)

面 積 4 0 5 . 8 6 km²

主な特色

- ・九州の最西端に位置し、有明海や橘湾、大村湾、東シナ海と4つの海に面し、古くから外国への玄関口として発展してきた港湾都市。
- ・鎖国時代唯一の貿易港があったことや坂の多い街並みなどから、国内有数の景観を保持しており、出島や眼鏡橋、グラバー園など、多彩な観光資源を有している。
- ・平成27年には、軍艦島などの8つの構成遺産を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録された。

2. 調査事項

包括ケアまちなかラウンジについて

(1) 包括ケアまちなかラウンジの概要

ア．設置場所 長崎市江戸町6番5号 江戸町センタービル2階

イ．開設年月日 平成23年6月6日

ウ．開設時間 月～土曜日：午前9時～午後5時、日祝日：閉所

エ．委託先 一般社団法人長崎市医師会

オ．職員体制 7名（管理職1名、看護師3名、介護支援専門員1名、事務職2名）

カ．事業内容 総合相談支援業務、地域住民への普及啓発業務、在宅医療・介護連携推進事業

(2) 設置経緯

長崎市医師会において、国のがん対策のモデル事業として、平成20年4月に「長崎がん相談支援センター」を設置し、市民等からの緩和ケアに関する相談対応、在宅療養に向けた支援等の活動を行ってきたが、平成23年3月に終了。長崎市としては、平成23年度から実施する「長崎市第4次総合計画」における個別施策「地域医療提供体制の充実を図ります」に合致する事業であるため、同年度から市が事業主体となり、発展的に事業を継承、平成23年6月に包括ケアまちなかラウンジを設置した。平成28年4月からは長崎市版地域包括ケアシステムの構築に向けた、在宅医療・介護連携の拠点として位置付けている。

(3) 事業内容

ア．総合相談支援業務

地域住民やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉に関するワンストップ機能を備えた総合相談窓口として相談・支援を行う。年々、相談件数は増加している。

また、平成28年度から市民からの相談だけでなく、関係機関からの相談も行っており、医療機関や介護事業者等からの相談が多い。関係機関との連携を含む相談件数についても年々増加傾向にある。

平成29年度（上半期）の主な相談内容

【医療相談】

- ・放射線治療後の療養について

- ・入所して透析をしている身内の転居について
- ・高血糖症に関する食事・運動療法の資料提供、サロンの紹介について（医療・介護・福祉関係者からの相談）

【難病相談】

- ・痛みについての治療法について
- ・症状の進行が不安。新たな治療法について
- ・障害年金の受給や身体障害者手帳の等級変更について

【介護・福祉相談】

- ・介護保険の申請をしたい
- ・短期入所施設、グループホーム、小規模多機能型サービス等について
- ・ヘルパーを利用したい

分野別相談延べ人数

分野別	相談延べ人数					
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
医療相談	282	564	655	744	879	989
難病相談	-	536	791	905	967	1,089
介護・福祉相談	153	275	273	265	262	271
計	435	1,375	1,719	1,914	2,108	2,349
（参考） 1ヶ月平均	62.1	114.6	143.3	159.5	175.7	195.8

イ．地域住民への普及啓発業務

市民、患者とその家族、施設従事者を対象として在宅医療・介護に関する講座等を開催している。またパンフレットの作成・配付等により、地域住民の在宅医療、介護連携の理解を促進する。

まちななかサロンの開催

毎月 1 回、50 名～60 名の市民を対象にがん治療や健康寿命に関するテーマで開催。

市民健康講座の開催

年 1～2 回、200 名程度収容可能な会場で開催している。

在宅医療講座、緩和ケア講座の開催

各地域に出向き、市民に対する啓発講座を開催。

ウ．在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出・対応策等の検討を行う。

- ・まちななかラウンジ連携調整会議の開催
- ・ブロック別医療・介護連携構築検討会の開催
切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取り組みを行う。
- ・がん診療連携拠点病院における緩和ケアカンファレンス等への参加促進支援
- ・在宅医療連携促進講座の開催
地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種のグループワーク等の研修を行う。
- ・在宅医療推進多職種連携研修の開催

- ・在宅医療推進連携講座の開催
- ・在宅医療ステップアップ講座の開催

(4) 今後の課題

地域包括支援センターと機能等で似通っている部分があり、まちななか라운ジの特性を出していく必要がある。また、医師の高齢化に伴い、在宅医療に取り組む市内の医師が3年前に比べ1割程度減っている。今後、医師会等と連携し、在宅医療に取り組む若い医師の育成に取り組んでいく必要がある。

3. 主な質疑応答

(問) 在宅医療を推進していくうえでは、定期的に患者の自宅に赴き、診療を行うことが医師にとって負担になることが課題であると考えが、医師会等との連携の中でどのように対応しているのか。

(答) NPO法人が運営している長崎在宅Dr.ネットがあり、患者にあわせて、主治医、副主治医を決め、訪問診療を分担するなど医師の負担を和らげるような体制が整っている。

(問) 複数の医師等が訪問診療を分担して行う場合、患者の診断内容等の引き継ぎが重要であると考えが、データ管理等はどのように対応しているのか。

(答) 患者の同意のもと、診療情報を複数の医療機関で共有できるあじさいネットを活用しており、大病院に限らず、開業医での診断内容等も電子カルテで共有することが出来ている。

4. まとめ

包括ケアまちななか라운ジは、国のがん対策のモデル事業として設置した長崎がん相談支援センターを発展的に継承し、地域医療提供体制の充実を図るなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を行っている。ワンストップの総合相談や住民への普及啓発等の業務を行っているが、その中でも、前身である長崎がん相談支援センターが在宅療養に向けた支援等の活動を行ってきたこともあり、医療と退院後のケア、在宅医療の推進に主眼を置いた事業を行っている。在宅医療・介護に関する講座の開催、在宅医療推進の研修会などを実施し、患者のみならず、関係機関からの相談件数も年々増加しており、在宅医療・介護連携の拠点として十分に機能していると感じられた。

台東区の人口推計によると、今後、75歳以上の高齢者数の増加が見込まれていることから、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の数は、ますます多くなると考えられる。医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して療養生活を続けられる体制づくりができるよう在宅療養支援の充実や医療・介護連携を図っていく必要があり、包括ケアまちななか라운ジの取り組みは大いに参考となった。



視察の様子



包括ケアまちななか라운ジ前にて

【長崎県庁】

1. 県の概要

人 口 1,354,172人(平成29年9月1日現在)

面 積 4,132.20km²

主な特色

- ・九州の西部に位置し、東は佐賀県に接しており、北は日本海、西および南は東シナ海に面し、三方を海に囲まれ、西海上に五島列島、西北海上に壱岐、対馬がある。
- ・県内には70余りの島しょがあり、県土の45%を占めている。陸地は平坦地に乏しく、山岳丘陵が起伏し、多くの半島、岬、湾、入江が曲折している。地形は比較的急峻である。主な山岳は、佐賀県境部に経ヶ岳、五家原岳、島原半島には普賢岳、国見岳などがある。
- ・明治22年市町村制が敷かれた当時は、長崎市1市のほか15町、289村あったが、その後新市の誕生、町村合併などにより、現在、13市8町となっている。

2. 調査事項

発達障害者支援センターしおさいについて

(1) 発達障害者支援センターしおさいの概要

ア. 開設日 平成17年1月

イ. 設置場所 諫早市永昌東町県立こども医療福祉センター内(県内で1カ所。予約制ではあるが、県北相談窓口も設置。)

ウ. 職員配置 所長、副所長、正規職員2名、嘱託員4名(内:地域支援マネジャー2名)

エ. 業務内容 相談支援、発達支援、就労支援(医療機関ではなく相談機関であるため、診断、投薬、療育、カウンセリング等は不可。)

オ. 利用対象者 自閉症スペクトラム(自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害)、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などの発達障害を有する障害児(者)及びその家族。

(2) 設置経緯

平成17年1月に「自閉症・発達障害者支援センター運営事業(厚労省通知)」に則り、開設。平成17年の発達障害者支援法の成立により、「自閉症・発達障害者支援センター」が「発達障害者支援センター」として法的に位置づけられ、法における発達障害の範囲が学習障害や注意欠陥多動性障害なども含み、これまでより拡大された。

(3) 相談・支援内容

乳幼児期から成人期に至るまでのライフステージに応じた支援を行う。電話、メールでの相談や、地域支援マネジャーを派遣するなど、来所相談以外にも対応している。

ア. 相談支援

本人、家族や関係機関からの相談(電話、来所、メールにて対応)

イ. 発達支援

発達に関する相談への助言・情報提供

ウ. 就労支援

各種機関との連携を図り、就労・生活に対して助言等

エ. 啓発・研修

周囲の理解を深めるための研修会の企画運営

(4) 地域支援マネジャー

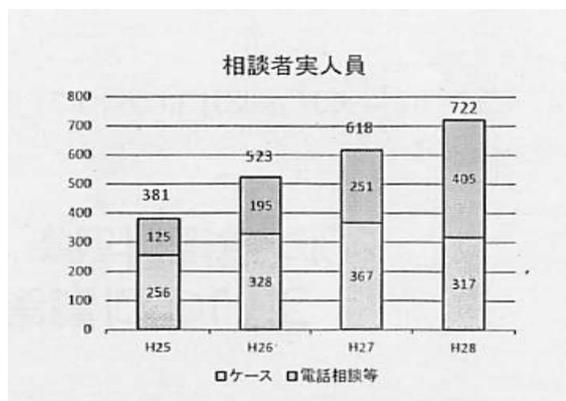
事業所が抱える困難ケースの支援を的確に実施できるように助言を行い、場合によっては、アセスメントツールを活用し、支援の方向性を探る。発達障害に関する適切な医療の提供に必要な情報の収集・集約を行うほか、医療機関と関係機関等の連携・調整を行う。

当初は県北地域への個別相談の対応をしていたが、平成28年度からは窓口対応の相談を減らし、地域での研修会等の業務を拡大。発達障害についての基礎的な知識のほか、具体的な支援等に関する研修を実施している。現在は、医療機関の情報整理・連携や、就労前訓練事業の協力事業所の開拓等、更に地域の支援体制整備に取り組んでいる。

(5) 相談実績

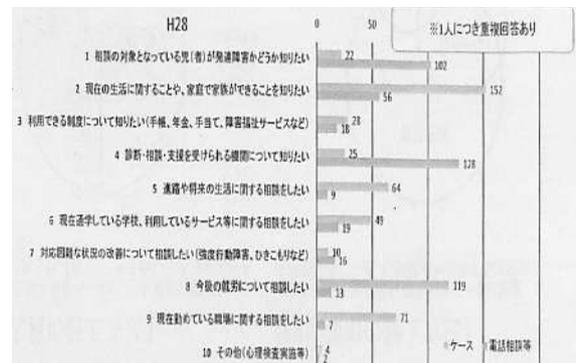
ア. 相談者実人員

平成28年度の実人員は平成27年度から大幅に増加しているが、電話相談等の増加によるものである。継続支援とするケースは減少。要因としては 電話相談の段階でできる限りのアセスメントを行い、可能な場合は地域の支援機関を案内すること、地域につなぐための調整等も詳細に計上するようにしたこと、地域支援マネジャーによる地域支援を強化したことが考えられる。



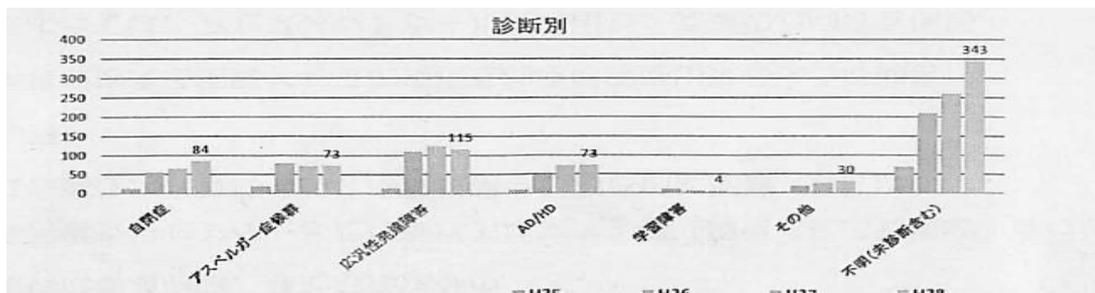
イ. 相談内容別

継続的な相談では、「現在の生活に関することや家庭で家族ができること」、「今後の就労のこと」に関する相談が多い。電話相談では、テレビやインターネット等で情報を得る機会が増えたため、「自分が発達障害かどうか支援を受けられる機関を知りたい」といった相談が多い。



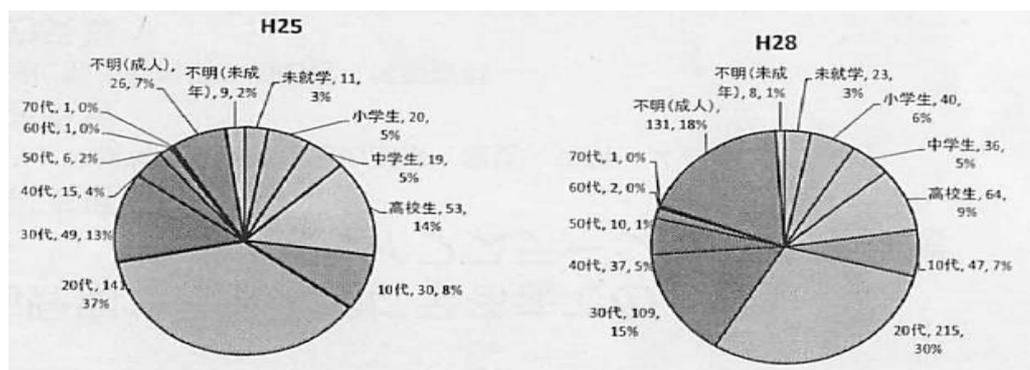
ウ. 診断別

診断別には年度による大きな変化がなく、「発達障害かもしれない」と思った際の最初の相談が当所であることが多く、「未診断」の件数が多い。



エ. 年代別

電話相談では匿名のまま相談が終了する場合も多く、不明の割合が多いが、傾向としては高校生以上の相談が85%以上を占めている。



(6) 課題とその対応

相談者が多く、新規予約が1カ月半から2カ月半待ちの状態である、発達障害者支援センターが県内に1カ所しかなく、遠方からの来所が困難である、来所頻度にも限界があり、日常的な支援ができるわけではない、などの課題があり、センターのみでの直接支援には限界がある状態である。そのため、相談者が身近な場所で相談できる体制を整えるため、地域支援マネージャーを2名配置し、関係機関(地域の支援機関、発達障害者が就労する企業・事業所等)への支援に重点を置き、地域の支援体制の構築を進めている。また、県北相談窓口も設置し、来所が困難な県北地域の住民の相談にも対応している。

(7) 今後の展開

- ・可能な限り身近な場所で必要な支援を行うために、当所連絡協議会であり方を検討。直営の「しおさい」に加えて、サテライト的な相談窓口を民間委託する案などがあり、今後協議を進めていく。
- ・発達障害者支援地域協議会にあたる「長崎県発達障害児・者総合支援推進会議」に提案し、県としての体制構築を検討していく。

3. 主な質疑応答

(問) 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ切れ目なく支援を行うため、どのように対応しているか。

(答) 一つの機関で全ての年齢に対応していくことは限界があるため、ライフステージに応じた支援機関に切れ目なくつなげられるよう、アセスメントや情報の引き継ぎをしっかりと行っている。

(問) 市・町との連携については、どのように行っているか。

(答) 発達障害に関しては一義的な窓口が設定されていない。児童に関しては市・町の子供支援が窓口であるが、18歳以上の大人の場合は状況に応じて担当窓口が違うのが現状である。市・町の窓口で一義的に相談を受けてもらい、県がその支援を行うような連携体制の構築が課題である。

4. まとめ

発達障害者支援センターしおさいは、平成17年に設置され、自閉症スペクトラムなどの発達障害を有する本人や家族、その方々と関わりのある関係機関の職員などに対して支援を行っている。

平成28年の発達障害者支援法の改正など、発達障害児(者)に対する法制度の整備が進むにつれて、発達障害に対する社会全体の関心と認識は高まりを見せ、その支援ニーズは年々増加傾向にある。長崎県においても相談件数は年々増加しており、相談の新規予約は1カ月半から2カ月

待ちの状態である。また、県内における発達障害者支援センターはしおさいの1カ所であるため、遠方からの来所が困難という相談者も多い現状である。そこで長崎県では、地域支援マネジャーの相談対象を従来の相談者から企業・事業所等へシフトし、地域の支援体制を構築するなど、相談者が身近な場所で相談できるよう取り組みを進めている。

本区においても、平成29年3月に台東区発達障害児(者)支援方針を策定し、発達障害者児(者)が、身近な地域で必要かつ適切な支援を受けることができるよう、相談・支援体制を充実させている。長崎市の取り組みを今後も注視していきたい。



視察の様子



発達障害者支援センターしおさい前にて